松戸市農業委員会総会議事録

令 和 ２ 年 ３ 月 １ ０ 日

令和２年松戸市農業委員会３月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿　唯司は令和２年３月10日午後２時30分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館７階大会議室に招集した。

１．出席委員

１番　岩　佐　忠　夫	２番　椿　　唯　司
３番　山　口　輝　雄	５番　渡　邊　慶　弘
６番　渡　邉　洋　子	７番　杉　浦　昌　平
８番　中　村　　攻	１０番　小　宮　克　忠
１１番　鈴　木　榮　一	１２番　山　室　一　美
１３番　湯　浅　雅　之	１４番　戸　張　春　彦
１５番　近　藤　榮　一	
明・矢切区域　齋　藤　　香	明・矢切区域　平　川　　實
東部区域　松　戸　英　樹	東部区域　湯　浅　孝　一
常盤平・五香区域　山　﨑　唯　司	馬橋・小金区域　小　幡　輝　雄
馬橋・小金区域　渡　辺　　豊	

１．欠席委員

常盤平・五香区域　飯　沼　静　男

１．関係課出席職員

農政課長　岡　野　　衛	主　査　三　澤　とあ子

１．事務局出席職員

事務局長　田　村　嘉　章	事務局長補佐　渡　邊　憲　生
事務局長補佐　渋　谷　和　彦	係　長　寺　尾　敏　子
主任主事　鎌　田　哲　平	

開会　午後　２時３０分

議　　長　定刻となりましたので、ただいまより令和２年３月総会を開催いたしたいと思います。雨の中、大変ご苦労さまでございます。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が７名でございます。したがいまして、松戸市農業委員会会議規則第７条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議　　長　議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第２項の規定により議事録署名委員を指名いたします。

議席番号７番杉浦昌平委員、議席番号８番中村攻委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局　本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議　　長　事務局の報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議　　長　本日の議案は第１号から第４号となっております。

なお、報告事項につきましては、第１号から８号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第１号

議　　長　それでは、議案第１号の１番、農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いをいたします。

農政課長　農政課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第１号　農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、再設定案件が３件のため、いずれも地区促進員会議は要せず、貸付者及び借受者が協議の上、計画案を作成いたしました。

それでは、議案第１号１番から順にご説明してまいります。

議案書１ページ、表の１番、及び申請地につきましては議案参考資料の１及び２ページをご覧ください。

対象農地の所在地は紙敷、地目は畑で、面積は1,487平方メートルでございます。

当案件の利用権の種類は使用貸借権で、前回と同じく期間は５年の設定となっております。

貸付者につきましては、高齢による労働力不足のため、引き続き農地の貸付けを希望されました。借受者につきましては、農業経営規模の拡大のため利用権の設定を希望しており、利用権設定後はカブ、ネギ及びエダマメを主体に耕作していく計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より議案第１号の１番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

湯浅孝一委員。

湯浅（孝）推進委員　推進委員の湯浅です。

再設定ということもありまして、適切に管理されているということで、原案に賛成したいと思います。

よろしくお願いします。

議　　長　ただいま湯浅委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようでございます。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の１番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、２番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長　はい。

続きまして、議案第１号２番をご説明いたします。

議案書１ページの表の２番、及び申請地につきましては議案参考資料の３及び４ページをご覧ください。

対象農地の所在地は紙敷、地目は畑で、面積は1,092平方メートルでございます。

当案件の利用権の種類は使用貸借権で、前回と同じく期間は５年の設定でございます。

貸付者につきましては、労働力不足のため、引き続き農地の貸付けを希望されました。借受者につきましては、農業経営規模の拡大のため利用権の設定を希望しており、利用権設定後はカブ、ネギ及びエダマメを主体に耕作していく計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　原案の第１号の２番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）推進委員　推進委員の湯浅です。

名義人は違いますが、これは１枚の畑なので議案に賛成したいと思います。

議　　長　ただいま湯浅委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の２番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、３番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長　続きまして、議案第１号３番をご説明いたします。

議案書１ページの表の３番、及び申請地につきましては議案参考資料の５及び６ページをご覧ください。

対象農地の所在地は大橋、現況地目は畑、合計面積は2,975平方メートルのうち515平方メートル、利用権の種類は前回と同様の解除条件付きの賃借権で、期間は２年の設定でございます。

貸付者につきましては、高齢による労働力不足のため、引き続き農地の貸付けを希望されました。

借受者の社会福祉法人は、施設利用者へのリハビリや作業のための利用を目的に引き続き利用権の設定を希望しており、利用権設定後は大根等を主体に耕作していく計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より議案第１号の３番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

松戸委員。

松戸推進委員　私の畑も近くでして、利用者の皆さんが一生懸命作業をしているので、原案に賛成したいと思います。

議　　長　ただいま松戸委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の３番については原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は、公務のためここで退席となります。ありがとうございました。

（農政課長退室）

◎議案第２号

議　　長　次に、議案第２号の農地法第３条の規定による許可申請についての１番、２番について、関連がございますので一括議題といたします。

第２審査会第２審査班の座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第２審査会第２審査班座長　議席番号12番、山室一美です。

去る３月３日火曜日、議案第２号から第４号の審査のため、第２審査会第２審査班が招集され、審査会の座長を私が担当いたしましたのでご報告させていただきます。

当日は、小宮克忠職務代理者を初め、鈴木榮一第２審査会副会長、戸張春彦農業委員と私の４名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明させていただきます。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するために、申請者及び関係者をお呼びし聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることをご報告させていただきます。

それでは、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請についての１番、２番について、関連がございますので一括してご説明させていただきます。

議案書の３ページをご覧ください。

議案参考資料については、７ページから10ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料７ページの地図に示すところでございます。

申請地は生産緑地となっており、面積は１番2,297平方メートル、２番2,296平方メートル。現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、１番、２番とも共有物分割に伴う所有権移転です。

譲受人及び譲渡人の申請理由は、将来の農地保全のため、共有で２分の１ずつ持っていた持分の土地をそれぞれ単独名義にするためです。

譲受人及び譲渡人は同一世帯であり、認定農業者で、経営農地については適正に耕作されております。

経営面積は、田が2,385平方メートル、畑が7,315平方メートル、合計で9,700平方メートルであり、許可条件である10アールを超えております。また、耕作従事日数は、申請人を含む家族４人で1,000日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えております。

所有する農具については、トラクター２台、耕運機１台、田植機１台、動噴１台、貨物自動車３台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断いたしました。

申請地の営農計画では、ブルーベリーや根菜の栽培を行う予定で、周辺農地の営農状況と同様であり、支障ないと思われます。

以上、審査会では議案第２号１番、２番について、慎重審議の上、農地法第３条の許可条

件に抵触するものではないこと、将来においても農地として適切な管理を継続されるものと思慮できること、これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件であすので、委員会各位においてご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま山室座長より議案第２号の１番、２番についての内容の説明がございました。

審査会意見は許可すべきとのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

齋藤委員。

齋藤推進委員　推進委員、齋藤です。

現地を確認しまして、申請地は道路より約50センチぐらい高く、土留めも設置してありまして、畑も管理されています。審査会の意見に私は賛成したいと思います。

以上です。

議　　長　ただいま齋藤委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第２号の１番、２番は許可することに決定をいたしました。

◎議案第３号

議　　長　次に、議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請についての１番を議題といたします。

座長より申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第２審査会第２審査班座長　それでは、議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請の１番についてご説明いたします。

議案書の５ページをご覧ください。

議案参考資料については、12ページから16ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料12ページの地図に示すところでございます。

申請理由でございますが、近隣の病院から来院者のため駐車場として使用したいとの要望があったためです。

施設の概要ですが、普通車45台の駐車場用地で、トラロープで区割りします。

整地については、砕石舗装を行います。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

他法令については、該当する法律はございません。

費用については、全額借入れで賄うとのことで融資証明を確認いたしました。

被害防除については、南側水路との境界には高さ50センチの鋼板の土留めを設置いたします。東側農地との境界は、のり面処理として防草シートを敷設し土砂流出を防止します。

なお、照明等は設置しないとのことです。また、駐車向きについては代理人に確認したところ、前進駐車にするようにしますとのことです。

申請地は、転用前に盛土造成をしていたことから、農地法違反であることを指摘するとともに、始末書の提出を求め、それを受理しておりますので、ご報告させていただきます。

農地区分について、申請地は上下水管道、ガス管の３種類が埋設された幅員４メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に２か所以上の公共施設があることから、第３種農地と判断いたしました。

以上、議案第３号の１番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第３種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま山室座長より申請概要の説明と審査会の意見がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いします。

小幡委員。

小幡推進委員　推進委員の小幡です。

病院の駐車場ということで、賛成したいと思います。

よろしくお願いします。

議　　長　齋藤委員。

齋藤推進委員　推進委員、齋藤です。

私も駐車場を造るのは賛成です。前面の道路が病院側は雨水溝が設置してあり、高低が高く、申請地のほうが低く、水が流れ込んでたまっていました。東側は土留め対策がなく、これから水稲時期に入り地盤が水分を含んで軟弱になり、土砂を搬入すると思うので、重機の振動で液状化の懸念もあり、時期を少し置いて工事したほうが私は最良かと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議　　長　事務局説明をお願いします。

事務局　工期については代理人のほうに話してみます。

東側のほうの法面については、境界にすぐ造るわけではなくて、境界から逃げて、法面で滑らかにして造るということで聞いております。

崩れるのについては、隣は田んぼなので、今の段階では駐車場から水が流れ込むというお話はあったと思うんですけれども、それにつきましては、現在田んぼのところが一部あると思うので、それで高低差で流れ込んだと思いますので。

齋藤推進委員　私は東側の境界のほうに土留めをしたほうがいいと思います。大きな機械等、ダンプとか土砂の搬入でお隣は水稲時期に入りまして水をどんどん入れていますので、機械が入って土砂を押したりしたときに、水分をどんどん含んで液状化になるのを心配しています、私は。それが一番懸念しています。

以上です。

事務局　結局、工期をずらせばということですか。

齋藤推進委員　10月頃にすれば水分も、稲刈りが終わって水も入れませんので、一番最良かと思うんですけれども。

議　　長　山口委員。

山口委員　農業委員の山口です。

ついこの前、この病院に入院したんですけれども、確かに駐車場が足りないので、患者というか、みんな車を止めるのに苦労しているんですよ。それで、やっぱり患者としてももう少し駐車場が早い間に欲しいというのは感じたんですけれどもね。

あそこを見ているけれども、法面で、まだ工事は終わっていないんですよね。全て完了していない。ただ、これから砂利を敷いてやるような感じなんですけれども、大丈夫じゃないかと思うんですけれどもね、いかがでしょうか。

事務局　実際に齋藤委員が言ったことは非常に大事だと思うんですけれども、当然病院のほうとの契約というのもあって、既に着工していなくても下手したら賃貸料とかが発生している可能性が高いんですね。なので、今言ったことは念頭に入れながら、隣の田んぼに、農地に影響の出ないような工事をお願いします。

議　　長　ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第３号の１番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第３号の２番についてお願いいたします。

第２審査会第２審査班座長　それでは、議案第３号２番について説明いたします。

議案書の５ページをご覧ください。

議案参考資料については、17ページから21ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料17ページの地図に示すところでございます。

申請理由ですが、近隣の会社から現在使用している駐車場が手狭になったため、駐車場として使用したいとの要望があったことから、貸し駐車場を行うためです。

施設の概要ですが、普通車18台の駐車場で、トラロープで区割りします。

整地については、砕石舗装を行います。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

他法令については、該当する法律はございません。

費用については、全額自己資金で賄うとのことで、残高証明書を確認しました。

被害防除については、東側及び北側は新設３段積み重量ブロックを設置し、西側は既存ブロックを使用いたします。なお、照明等は設置しないとのことです。

信用について、過去農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連檐している区域が存在していること、及びこの農地の広がりが10ヘク

タール未満であることから第２種農地を判断いたしました。

以上、議案第３号の２番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当の意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま山室座長より議案第３号の２番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

山﨑委員。

山﨑推進委員　推進委員の山﨑です。

貸し駐車場にすることについては賛成なんですけれども、現地を見たところ、敷地内、高低差があるように思ったんですけれども、そちらのほうは高さはどうするとかは言っておりましたか。

事務局　真ん中のこの通路部分においては、緩やかなスロープにするという報告を受けています。

山﨑推進委員　さほどその高低差は問題にならないということですね。

事務局　はい、そうです。

議　　長　山﨑推進委員、事務局の説明でいかがでしょうか。

山﨑推進委員　はい、賛成です。お諮り願います。

議　　長　ただいま山﨑委員より賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第３号の２番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第３号の３番についてお願いいたします。

第２審査会第２審査班座長　それでは、議案第３号３番について説明いたします。

議案書の６ページをご覧ください。

議案参考資料については、22ページから26ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料22ページの地図に示すところでございます。

申請理由ですが、近隣の駐車場が閉鎖することに伴い、代替地として貸し駐車場用地として使用するためです。

施設の概要ですが、普通車21台分の駐車場で、トラロープで区割り、出入口部分はアスファルト舗装を行います。

整地については、砕石舗装を行います。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

他法令については、該当する法律はございません。

費用については、全額自己資金で賄うとのことで、残高証明書を確認いたしました。

被害防除については、東側は新設２段積みコンクリートブロックと砂利止めの矢板を設置し、一部既存ブロックを使用いたします。西側には高さ1.2メートルの単管パイプを設置します。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

農地区分については、申請に係る農地等からおおむね300メートル以内に鉄道の駅があることから、第３種農地と判断いたしました。

以上、議案第３号３番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第３種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま山室座長より議案第３号の３番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

松戸委員。

松戸推進委員　推進委員の松戸です。

この畑の隣は倉庫とかもありまして、駅も近いということで駐車場にするには最適とは言えませんが、駐車場としての利用価値があると思うので賛成したいと思います。

議　　長　ただいま松戸委員より審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第３号の３番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎議案第４号

次に、議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請についての１番を議題といたします。

座長より申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第２審査会第２審査班座長　それでは、議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請の１番についてご説明いたします。

議案書の７ページをご覧ください。

議案参考資料については、28ページから32ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料28ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

申請の理由ですが、申請者は現在、関東近郊で土木工事を請け負っておりますが、江戸川区で賃借している既存施設を返却することに伴い、申請地を取得し、駐車場及び資材置場として使用するためです。

施設の概要ですが、４トントラック１台、２トントラック２台、バックホウ２台及び普通乗用車５台の駐車場と資材置場です。

整地については、既に砂利敷となっておりますので既存のまま使用します。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、既存ネットフェンスを使用します。

申請地は、転用前に砂利敷となっておったことから、農地法違反であることを指摘するとともに、始末書の提出を求め、これを受理しておりますのでご報告させていただきます。

費用については、全額自己資金で賄うことから残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律がございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから第２種農地と判断いたしました。

以上、議案第４号の１番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま山室座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

松戸委員。

松戸推進委員　推進委員の松戸です。

このところ、この土地は砂利敷で草が生えていたりとか何かあったので、そのように有効に使ってもらえればいいのかなと思います。

議案に賛成いたします。

議　　長　ただいま松戸委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようでございます。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第４号の１番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

続いて、議案第４号の２番、３番について、関連がございますので一括議題といたします。

座長より申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第２審査会第２審査班座長　それでは、議案第４号の２番と３番について、関連がございますので一括してご説明させていただきます。

議案書の７ページをご覧ください。

議案参考資料については、33ページから40ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料33ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は、２番、３番とも賃借権設定です。

申請の理由ですが、申請人は現在、市内で造園、土木、産業廃棄物収集及び運搬業を行っておりますが、産業廃棄物の仕分けをすることで事業の効率化を図れることから、申請地を借受け廃棄物の積替え保管所と一部道路として使用するためです。

施設の概要ですが、一般廃棄物及び産業廃棄物の仕分作業場、積替え保管所及び道路の設置です。

整地については、２番は全面コンクリート舗装を行い、３番はアスファルト舗装を行います。

排水については、２番は雨水及び雑排水は集水ます、汚水沈殿ますを設置し、処理後、市道側溝へ放流いたします。３番は雨水のみで市道側溝へ放流いたします。

被害防除については、西側、北側、東側の一部は高さ２メートル未満のＲＣ外壁を設置いたします。南側は高さ２メートル未満の安全鋼板を設置いたします。また、申請地には照明は設置しないとのことです。

市道から申請地へ入るために私道を通りますが、道路の通行に関して、土地所有者と合意書を確認し問題ありません。

産業廃棄物の保管は、どのようなものが多いのか聞いたところ、剪定枝や木材が多いとのことです。

費用については、全額自己資金で賄うことから残高証明書を確認いたしました。

申請地は仕分施設を設置していたことから、農地法違反であることを指摘するとともに、始末書の提出を求め、これを受理しておりますのでご報告させていただきます。また、既存の焼却炉については非農地証明が出ております。

他法令については、小規模廃棄物設置許可申請が該当し、千葉県東葛飾地域振興事務所と協議済みです。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでございます。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連檐している区域が存在していること及び、農地の広がりが10ヘクター

ル未満であることから第２種農地と判断いたしました。

以上、議案第４号の２番、３番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当の意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、願いいたします。

議　　長　ただいま山室座長より議案第４号の２番、３番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

中村委員。

中村委員　今回はいいと思います。

議　　長　ただいま中村委員より賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第４号の２番、３番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第４号の４番について、座長より申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第２審査会第２審査班座長　それでは、議案第４号の４番についてご説明いたします。

議案書の８ページをご覧ください。

議案参考資料については、41ページから45ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料41ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

申請の理由ですが、申請者は現在、千葉県北西部を中心に水道設備業を営んでおりますが、事業拡大に伴い、現在使用している施設が手狭になったため、申請地を取得して資材置場及び車両置場として使用するためです。

施設の概要ですが、４トントラック２台、バックホウ２台及び普通車４台の駐車場と資材

置場です。

整地については、砕石舗装を行い、出入口のスロープ部分はアスファルト舗装を行います。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北側に高さ40センチの土留めを設置し、東側は既存石積みと単管パイプ柵を設置し、南側は単管パイプ柵を設置します。

審査会で市道との出入口の安全対策として出入口を広げるよう要望しましたが、計画のままで安全との報告を受けております。

費用については、全額自己資金で賄うことから残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律がございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連檐している区域が存在していること、及びこの農地の広がりが10ヘクタール未満であることから第２種農地と判断いたしました。

以上、議案第４号の４番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま山室座長より議案第４号の４番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

湯浅委員。

湯浅委員　13番、湯浅です。

審査会が許可相当との意見決定をいたしましたので、私は審査会の意見に賛成したいと思います。

よろしくお諮りをお願いいたします。

議　　長　ただいま湯浅委員より審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手多数）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、賛成多数と認め、議案第４号の４番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

はい、中村委員。

中村委員　８番、中村です。審査について一般的な要望として述べたいことがございます。資材置場と違い、産業廃棄物置場というのは、水の汚染対策、それから農的景観計画との整合性という面などで、もうちょっと別の視点で審査をする必要があると思います。

具体的には、少なくとも口約束のようなことをやっているのではなくて、必要な項目については、文書で確認することが必要なのではないかと。

松戸市には景観条例もあり、農地法だけで審査するわけではないので、関係する条例などについても考慮してもう一歩立ち入った審査や事業者への確認や要望が必要ではないか。

法令で定まってない部分については、事業者に対して命令はできないが、このような事柄については一歩踏み出して聞く姿勢は大切だと思う。

私たちは、農家の代表です。農家を孤立化させず、何か問題があっても農家が安心を感じられるような、立ち入った具体的な審査方法を考える必要があると思う。

議　　長　はい、事務局

事務局　中村委員もこれまで審査会に何度も出られているからご存じだと思いますが、審査会では提出書類の再確認と、委員が危惧している事柄についてその場で追加の要望などをしています。

審査会での計画変更はこれまでにもありました。内容は全て、事業計画書に載せていただいていますので、口頭で行ったやりとりでも、計画変更があれば事業計画書の変更もしてもらっています。

当然、違ったことを行った場合には、虚偽になることを事業者にも伝えているため、文書での確認は行っています。

中村委員　単なる資材置場の審査から一歩踏み込んで、水質や土壌の汚染の問題については、文書で書いてもらう。そうすることで業者へも簡単に産業廃棄物置場を作ることができず、松戸市は一定の審査をしているという姿勢を見せることができる。

なので、一歩立ち入った部分も文書として提出を求め続けていくことは、何も難しいことではないでしょう。

法律をどう解釈するか。国県はやるべきこと、やってはいけないことを示すが、グレーのところは地方自治体で細かいところを決めて、必要とすれば独自に求めることがあっていいのではないか。そういう要望を事務局で汲んで、今後に生かしていただきたい。以上です。

◎報告事項

議　　長　続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局　それでは、議案書９ページ、報告事項１から23ページ、報告事項７についてご報告させていただきます。

まず、報告事項１、農地法第３条の３第１項の規定による届出についてですが、９ページ記載のとおり相続の届出が１件あり、受理いたしました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、報告事項２、農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出についてですが、11ページから12ページまでの記載のとおり、田が２件、448平方メートル、畑が10件、5,771平方メートル、合計12件、6,219平方メートルを受理いたしました。

次に、13ページ、報告事項３、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出についてですが、13ページから16ページまでの記載のとおり、田が９件、3,087平方メートル、畑が18件、5,335平方メートル、合計27件、8,422平方メートルを受理いたしました。

次に、17ページ、報告事項４、農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、17ページ記載のとおり、法務局から４件の照会があり、非農地回答いたしました。

次に、19ページ、報告事項５、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、記載のとおり１件の申請があり、県知事宛てに送付いたしました。

次に、21ページ、報告事項６、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書３件を交付いたしました。

次に、23ページ、報告事項７、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、故障による買取申出事由１件の証明書を交付いたしました。

次に、報告事項８、松戸市農業委員会傍聴要領の一部改正についてですが、当日追加報告事項のこちらの用紙をご覧ください。１枚めくっていただき、別紙新旧対照表のとおり、第２条、第３条、第８条について一部改正しました。

第２条の新しいほうの傍聴手続等についてですが、第２条、会議を傍聴しようとする者（以下（傍聴人という））は、会議の開会、こちら20分前から原則５分前までに傍聴人受付表（別紙）に自己の住所及び指名を記入しなければならないという形に改めます。

第２項を追加し、議長は傍聴人の受付を先着で行う。ただし、受付開始時点で傍聴人の数が第３条の規定による制限された人数を超えるときは抽選により傍聴人を決めるものとする。

次に、第３条の傍聴人の定員についてですが、第２項を削除して改めるものです。

続きまして、第８条の傍聴人への配付資料等についてですが、第８条の第２項、前項の規定により配付された資料は、会議終了後に原則、事務局に返還しなければならないに改めます。

事務局からの報告事項は以上です。

議　　長　ありがとうございました。

◎閉　会

議　　長　以上をもちまして、令和２年３月総会を終了いたします。

閉会　午後　３時５０分